

昭和前期の仏教界と連合組織：仏教連合会から大日本戦時宗教報国会まで

著者(英)	大澤 広嗣
雑誌名	武蔵野大学仏教文化研究所紀要
号	31
ページ	21-52
発行年	2015-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1419/00000322/

昭和前期の仏教界と連合組織

— 仏教連合会から大日本戦時宗教報国会まで —

Coalition of Organizations and Buddhist World in the Early Showa Period: From *Bukkyo Rengokai* (Japan Buddhist Federation) to *Dai Nihon Senji Shukyo Hokoku-kai* (Greater Japan Wartime Patriotic Association of Religions)

大澤 広嗣 (OSAWA Kōji)

〈キーワード〉 仏教連合会、大日本仏教連合会、大日本仏教会、大日本戦時宗教報国会、文部省、民法法人

はじめに

1 目的

本論は、昭和前期における仏教界の連合組織について、その沿革と役割を論じる。対象となる連合組織は、仏教連合会である。法人格のない任意団体に始まり、一九三八（昭和一三）年に財団法人として設立され、その後は二度の名称変更を行った。一九四四年に解散となり、宗教界全体の連合組織である大日本戦時宗教報国会に再編された。本論は、敗戦直後の同報国会までを範囲とする。

仏教界の連合組織を取りあげるのは、宗教界において教派神道とキリスト教の連合組織は、任意団体であったが、仏教界だけが、民法（明治二九年法律第八九号）の第三四条に基づき、文部大臣から財団法人の設立許可を受けていたからである。財団法人になることで、法人名義で財産の管理ができるが、主務官庁から指導監督を受けた。仏教連合会の財団法人の設立が許可されたのは、国家総動員法（昭和一三年法律第五号）が公布施行された年次である。この法人格の取得は、後述するように政府の戦時体制と関わっていたのである。

2 仏教界の連合組織の変遷

本論で述べる仏教界の連合組織の沿革の概要を述べる。本論は、一九一二（大正元）年に設立された任意団体である仏教連合会を起点とする。

一九三八（昭和一三）年に「財団法人仏教連合会」として文部大臣から設立許可を受けて法人化された。一九四〇年に「財団法人大日本仏教連合会」と改称された後、一九四一年に任意団体の興亜仏教協会を吸収合併して、「財団法人大日本仏教会」となった。

一九四四年には、文部省の指導により財団法人大日本仏教会は解散となり、神道教派、キリスト教の連合組織を解散して「財団法人大日本戦時宗教報国会」が再編された。内部の機構として、仏教局等が置かれた。

敗戦後には、任意団体の日本仏教連合会が再建され、一九五一年には日本仏教徒会議が発足した。これら団体を再編して、一九五四年の全日本仏教会の創立となり、一九五七年に「財団法人全日本仏教会」（略称「全仏」）として、改めて文部大臣より設立が許可された。公益法人制度改革により、二〇一二（平成二四）年には「公益財団法人全日本仏教会」に移行して、文部科学省の所管から離れた。

一方の財団法人大日本戦時宗教報国会は、敗戦直後に「財団法人日本宗教会」と改称した。一九四六（昭和二一）年に「財団法人日本宗教連盟」（略称「日宗連」）となり、政府の影響下から離れ体制を一新した。二〇一二年に「公益財団法人日本宗教連盟」となった。現在、同連盟は、各宗教系統の連合組織が連盟の協賛団体となっている。教派神道連合会、公益財団法人全日本仏教会、日本キリスト教連合会、宗教法人神社本庁、公益財団法人新日本宗教団体連合会の五団体で、順位は設立順に基づく。

まとめると戦前の「財団法人仏教連合会」と現在の「公益財団法人全日本仏教会」は、法人格は連続していないが、日本の仏教宗派の連合組織という役割は共通する。戦前の「財団法人大日本戦時宗教報国会」と現在の「公益財団法人日本宗教連盟」は、法人格は連続しているが、財団法人の規則である寄附行為（現制度では定款）の目的や体制は異なる。法人格は従前のものを継承しているが、法人側は全く別の団体であると認識している^①。

3 総力戦下の宗教界の統制

一九四四（昭和一九）年に設立された財団法人大日本戦時宗教報国会は、宗教界全体の連合組織である。同会に至るまで、戦時下の宗教界の連合組織は複数あった。日中戦争以降、国内各方面では統制が進んだが、宗教界の場合は遅延していた。国民全体の統制と動員を進める内閣と宗教団体を所管する文部省の間で、それぞれの立場と思惑から施策を進めていたからである。

内閣の動きとして、大政翼賛会の主導で、一九四一（昭和一六）年五月三二日、任意団体の「大日本宗教報国会」が結成された。⁽²⁾ 公事結社である大政翼賛会（総裁は内閣総理大臣）が、文部省の協力を得て設立したもので、神道教派連合会、大日本仏教会、日本基督教連合会の三団体が賛助団体となった。初代理事長は千家尊宣（大政翼賛会参与）であったが、一九四二年三月に解消された。同年四月、大政翼賛会興亜局の呼びかけで、前述の三団体に、大日本回教協会と東京イスラム教団を加えて、「大東亜共栄圏」の建設に協力するとした、任意団体の「興亜宗教同盟」が発足した。当初は早期に発足予定であったが、大政翼賛会と文部省の間で調整がつかず、設立が遅延した。

それとは別に、文部省の主導として、一九四一（昭和一六）年一二月、任意団体の「宗教団体戦時中央委員会」が発足した。委員会は、文部省と諸官庁が宗教界との相互連絡を行うことを目的に設置された。⁽³⁾ 後述するように、同会は、財団法人大日本戦時宗教報国会に再編される。

右記のように戦時下には、宗教界の連合組織が、複数存在したのである。このため政府内や外部有識者から、総力戦のため宗教団体を効率的に統制する、宗教政策の推進が議論されていた。

政府では、宗教政策を審議する機関の制度化が試みられた。かつて宗教制度調査会（大正一五年勅令第一一六号で設置）として、文部大臣の監督下で宗教界・学者・政治家を集めた諮問機関が設置され、宗教団体

法案が審議された。宗教団体法（昭和一四年法律第七七号）が、一九四〇年四月一日に施行されると、宗教制度調査会は廃止された。

一九四一年に、内閣総理大臣の監督に属した教育審議会（昭和一二年勅令第七一一号で設置）で、新たな宗教制度に関する諮問機関の設置が答申されたが実現しなかった。^④その後は、法令に基づいて設置された機関はなく、文部省が必要に応じて宗教界や有識者から任意の懇談会で意見を聴取していたので、決定に法的な拘束力はなかった。例えば、一九四一（昭和一六）年一月三日、文部大臣官邸にて宗教行政に関する懇談会が開催され、「内外地の宗教行政の連絡を強化統一せしめること」、「今後宗教行政を一層円滑に運用するため文部省内へ宗教審議会の設置を考慮すること」などの意見があった。^⑤その後、文部省では、一九四三年初頭ころから宗教行政の諮問機関設置の検討を始めたが、政府内での調整には更に時間を要した。

また「大東亜共栄圏」の宗教政策をめぐって、一九四二年の大東亜省の設置後は、外地の宗教対策の所管が文部省から大東亜省に移った。しかし同省は、各省局を再編したため、当初は事務が円滑に行われず、結局は後述する文部大臣の監督下にあった宗教教化方策委員会の答申で、大東亜の宗教政策に関する方針が示された。つまり戦時下の宗教政策は、足並みが揃わなかったのである。

一 財団法人仏教連合会

1 前史の任意団体時期

財団法人仏教連合会は、法人格を取得する前から活動を行っていた。現在の仏教界での連合組織は、公益財団法人全日本仏教会であるが、「本会は一九〇〇（明治三三）年、国家の宗教統制に反対して結成された「仏教懇話会」に淵源^⑥」があると認識している。これは後述するように、誤って伝えられてきた年次である。

現存する資料から、設立年次を確認する。仏教連合会が、一九三八（昭和一三）年の財団法人の設立に際して、文部省に提出した資料によれば、「本会は大正元年、明治天皇御大喪に就き、仏教各宗派管長中より代表者の参列に関し、各宗派当局者の協議会開催に端を發し、同年仏教各宗派懇話会を設置し各宗派管長及宗務要職者間の親睦を敦くし、其の共通事項を審議処弁する機関として、東京に本部を設けたり^⑦」とある。後身の大本教の資料にも、「明治四十五年、仏教各宗派管長及重役は時勢に鑑み各宗派の連絡協調と共通事項審議処弁の中央機関として仏教懇話会を設置す^⑧」とある。

引用した資料では、詳細に述べられていないが、これは内務次官の床次竹二郎の提唱で、一九一二（明治四五）年二月に行われた、教派神道、仏教宗派、キリスト教の各派関係者による「三教会同」を発端とする。同年七月三〇日に明治天皇は崩御して、同（大正元）年九月一三日に大喪儀が、東京の青山練兵場（現在の明治神宮外苑）で行われ、仏教各宗派の幹部が参列した。『中外日報』によれば、三教会同を契機として仏教各宗派懇話会が設立され、大喪儀の直後に第一回打合会が開かれたのである^⑨。

つまり仏教界の連合組織の淵源は、全日本仏教会が説明する「一九〇〇年」ではなく、実際には「一九一二

年」なのである。長らく仏教界では、仏教各宗派懇話会の淵源について、一八九九（明治三二）年一二月に、帝国議會へ提出された第一次宗教法案（一九〇〇年二月貴族院で否決）に反対して、仏教界の有志が結成した団体と混同してきた可能性がある^⑩。全日本仏教会の記述は、同会がこれまで発行した各種年史に依拠したものであるが、正確な資料がないとしている。これは大日本仏教会時代の一九四二（昭和一七）年一〇月一日に発生した事務所火災により、記録が欠損したからであり止むを得ない^⑪。

その後の仏教各宗派懇話会の沿革を見ていこう。一九一六（大正五）年には「仏教連合会」と改称して、以降は事業と活動を活発に展開した。後述する一九三八年の財団法人化までの時期において、政教問題については、宗教（団体）法制定問題、寺院の国有境内地譲与問題、僧侶参政権問題、治安警察法の改正問題、ローマ教皇庁の使節交換の反対運動^⑫などに取り組んだ。事業として、対外的には、「東亜仏教徒親善増進、東亜仏教徒大会の開催、日本仏教徒訪華団派遣、北支水災罹災民救護、北支難民救済薬寄贈、支那布教圏問題解決促進運動等」^⑬、対内的には、「仏教教化の振興、仏教徒社会事業、司法保護事業、教化事業の発展、全日本仏教徒社会事業総連盟の結成、時局認識の徹底、思想国防及軍備充実の趣旨普及、普通選挙の精神徹底、内鮮融和増進朝鮮留学生養成、及、仏教音楽の普及等」^⑭を行った。一九一四（大正三）年には機関誌として、月刊『政教新論』（発行名義は政教新論社）を創刊した。また各道府県に支部を設置し、組織を強化して施策を浸透させた。

2 財団法人仏教連合会の設立許可

仏教連合会は、一九三八（昭和一三）年七月一日に、文部大臣より民法に基づく公益法人として、財団法人の設立許可を受け、七月二八日に設立登記がなされた。

財団法人仏教連合会の設立当初は、宗派の連絡を行う事務局体制の確立のため、調整が図られた。その後、

「窪川旭丈、市橋覚俊氏が主事を勤める頃から、漸く各宗の共同体の体裁を整え始めた^⑤」という。窪川は浄土宗僧侶、市橋は新義真言宗豊山派（現真言宗豊山派）の僧侶である。市橋は、一九三五年から一九四〇年まで同派の宗務長を務めていた。仏教連合会が、財団法人としての設立を文部省に申請した際には、書類上の設立代表者の名義は、市橋であった。

当初の仏教連合会の目的等は、財団法人の寄附行為によると次のとおりである。

財団法人仏教連合会寄附行為（昭和一三年七月一日文部大臣許可）（抄）

第一条 本会ヲ財団法人仏教連合会ト称ス

第二条 本会ハ仏教各宗派ノ連絡協調ヲ図リ其ノ共通事項ヲ審議処弁スルヲ以テ目的トス

第三条 前条ノ目的ヲ達スル為行フ事業左ノ如シ

- 一 仏教各宗派ノ宗務及教化事業ノ連絡協調
- 二 仏教各宗派ノ僧侶教師及社会事業、教化事業、保護事業関係者ノ講習会、研究会及講演会開催
- 三 仏教各宗派共同事業ノ後援ニ関スル事項
- 四 其ノ他本会ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項^⑥

仏教連合会が、財団法人格を取得したのは意図があった。前記の事業を行うために、財務基盤の確立を行うためだけではない。設立時の理由書には、次のようにある。

財団法人仏教連合会設立理由書（抄）

仏教連合会ハ……創立以來……：仏教ノ興隆ト文化ノ發展ニ寄与シ来レルモノナルガ今般時代ノ趨勢ニ鑑ミ事業ノ拡張、対外的活動ノ強化、財産ノ所有及金品ノ寄附受人等ノ為法人格ヲ具有ノ必要ヲ痛感シ茲ニ財団法人仏教連合会ヲ設立シ以テ益々仏教報國ノ実ヲ挙ゲントスルモノナリ

つまり仏教を「興隆」することが目的ではあったが、前年の一九三七（昭和一二）年七月に日中戦争が勃発して、戦時体制に入った時期である。そのため事業を広げ、対外的に活動を進めるために、財団法人格を持つことで、財務基盤の強化を図ったのである。

日中戦争の影響は、仏教連合会の活動に波及した。第一次近衛文磨内閣では、一九三七年八月に「国民精神総動員実施要綱」（閣議決定）により運動が始まった。一九三八年一〇月に、民間側の団体として国民精神総動員中央連盟（会長海軍大將有馬良橋）が結成されたが、仏教連合会はこれに加盟した。仏教連合会では、「支那事変勃発以来は、不断に各宗派、各仏教団体の時局活動の拡大強化を激励し。特に、皇軍感謝・銃後後援・報国托鉢、忠霊顕彰、軍人援護、戦没軍馬追弔・愛馬思想作興等に就ては、仏教五十六宗派宗務総長連名の連合告達を数回発布⁽¹⁷⁾」した。

また中国大陸には、仏教徒が多いため、文化工作に関わった。同会では、「支那関係有力文化団体二十五団体と共に対支文化工作協議会を結成し、日本の真精神を宣明発揚するため「日本仏教徒より中華仏教徒へ」の放送、及、パンフレットを刊行して普く配布し。また時局講演会、支那開教講習会の開催、北京の仏教同願会、上海の中支宗教大同連盟に加盟活動する外、更に興亜宗教工作、文化工作等に就きて種々画策⁽¹⁸⁾」を行ったのである。

二 財団法人大日本仏教連合会への改称

財団法人仏教連合会は、一九四〇（昭和一五）年七月一五日には、財団法人大日本仏教連合会と改称した。名称の変更は、同名の地方組織が多いとの理由であったが、名称に「大日本」と冠したことで、前記した「財団法人仏教連合会設立理由書」の文中にあるように「仏教報国」への志向を強めたのである。

改称された直後の機関誌『政教新論』第二七卷第九号（一九四〇年九月）を見ると、「新体制確立に関する近衛内閣総理大臣声明」との記事が見える。これは、枢密院議長を辞した近衛文麿が、一九四〇年六月二四日に新たな政治体制の確立を目指す新体制声明を発して、米内光政内閣の解散後、七月二二日に第二次近衛文麿内閣を成立させたからである。

なお同年は、初代天皇とされる神武天皇が即位してから起算して皇紀二六〇〇年とされた。一月には内閣主催の「紀元二千六百年式典」と官民での各種慶祝行事が実施された。大日本仏教連合会では、「仏教五十六宗派及本会各府県支部、各仏教団体等に大いに之が遂行を奨励し、……檀原神宮外苑……に記念植樹をなし。また宮城外苑肇国奉国奉公隊に仏教徒の勤勞奉仕、及、記念植樹等の奨励⁹⁾を行った。同年に開催予定であった東京オリムピックと日本万国博覧会は、この祝賀行事に関連するものであったが、日中戦争の影響で、既に開催返上を決定していた。

三 財団法人大日本仏教会の改称

1 組織と事業

(一) 組織

財団法人大日本仏教連合会は、一九四一（昭和一六）年三月二四日に再び名称を変更した。すなわち財団法人大日本仏教会である。この改称は、内閣に設置された対中国行政の事務機関である興亜院の指導によって、任意団体の興亜仏教協会を吸収合併した再編であった。興亜仏教協会の詳細については、本項では省略する。²⁰

初代会長は、真宗木辺派管長の木辺孝慈（真宗本願寺派第二二世宗主大谷光瑞の実弟）、興亜局長は馬田行啓（日蓮宗宗務総監）である。その後の幹部を見ると、一九四二年には二代会長は酒井日愼（日蓮宗管長）、副会長は安田力（真宗大谷派宗務顧問）、総務局長は梅山英夫（真宗本願寺派）、興亜局長は中村教信（元真言宗興亜部長）が就任した。一九四四年八月からは三代会長は郁芳随円（浄土宗管長）、副会長は倉持秀峰（真言宗宗機顧問）、総務局長は来馬琢道（曹洞宗）、教化局長は花月純誠（真宗本願寺派）、興亜局長は上野興仁（真宗大谷派）であった。

大日本仏教会の役員については、宗派の規模に応じて、人員を供出することになった。つまり教勢の大きい宗派は、大日本仏教会内で発言力を有したのである。理事は一五人で、各宗派の宗務要職者から会長が委嘱することになり、監事は二人、評議員は若干人で各宗派より各一人を選出することになったが、ただし所属寺院が一千か寺を超える宗派は、二千か寺ごとに一人を追加することが寄附行為で定められた。

加盟組織は一九四三（昭和一八）年時点では、仏教宗派は計一三宗二八派、仏教会は四七道府県と外地（樺

大仏教連合会、台湾仏教会)の計四九団体であった。

大日本仏教会の外地連絡所は、計七か所があった。満洲国連絡所(新京、満洲国仏教総会内)、中華民国華北連絡所(北京、北支日本仏教連合会内)、同華中連絡所(上海、中支宗教大同連盟仏教部内)、同華南連絡所(広東、東本願寺内広東日本仏教連合会内)、関東州連絡所(大連、西本願寺内関東州仏教総会内)、朝鮮連絡所(京城、朝鮮総督府社会教育課内朝鮮仏教協和会内)、台湾連絡所(台北、台湾総督府文教局社会課内台湾仏教会内)である。⁽²¹⁾

大日本仏教会に所属する宗派について説明する。宗教団体法の施行前は、一三宗五六派であったが、施行後はあらためて同法による認可を要した。一九四一年三月から一九四二年三月にかけて、教派神道一三、仏教宗派二八、キリスト教団二が認可された。仏教宗派は、一九四一年三月の一月間で全派が認可された。移行状況は次の頁にある表のとおりである。

仏教宗派は、一三宗五六派から二八派に半減したのは、文部省が認可に際して共通する宗祖を仰ぐ宗派の合同の促進を指導したからである。財団法人大日本仏教会の寄附行為には、宗派の参加に関する条項はないが、これら文部大臣が認可した全ての宗派が所属することを意味していた。⁽²²⁾

なお、一九四二(昭和一七)年一月二六日には、文部大臣の橋田邦彦、文部次官の菊池豊三郎、文部省教化局長の阿原謙蔵と共に、各教派、宗派、教団の管長と統理者が、昭和天皇に拝謁した。管長と統理者は、勅任官(天皇が任命する官吏)待遇であったからである。

一九四四年九月に文部省の指導で大日本仏教会は解散となり、後述する財団法人大日本戦時宗教報国会に再編された。⁽²³⁾

表 宗教団体法に基づく仏教宗派の認可状況⁽²²⁾

13宗 56派 (宗教団体法の施行前)	13宗 28派 (宗教団体法の施行後)
天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派	天台宗
古義真言宗、真言宗醍醐派、真言宗東寺派、真言宗泉涌寺派、真言宗山階派、真言宗善通寺派、新義真言宗智山派、新義真言宗豊山派	真言宗
真言律宗	真言律宗
律宗	律宗
浄土宗	浄土宗
浄土宗西山禅林寺派、浄土宗西山光明寺派、浄土宗西山深草派	浄土宗西山派
臨済宗天竜寺派、臨済宗相国寺派、臨済宗建仁寺派、臨済宗南禅寺派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗東福寺派、臨済宗大徳寺派、臨済宗円覚寺派、臨済宗永源寺派、臨済宗方広寺派、臨済宗仏通寺派、臨済宗向嶽寺派	臨済宗
臨済宗国泰寺派	臨済宗国泰寺派
曹洞宗	曹洞宗
黄檗宗	黄檗宗
真宗本願寺派	真宗本願寺派
真宗大谷派	真宗大谷派
真宗高田派	真宗高田派
真宗興正派	真宗興正派
真宗仏光寺派	真宗仏光寺派
真宗木辺派	真宗木辺派
真宗出雲路派	真宗出雲路派
真宗山元派	真宗山元派
真宗誠照寺派	真宗誠照寺派
真宗三門徒派	真宗三門徒派
日蓮宗、顕本法華宗、本門宗	日蓮宗
日蓮正宗	日蓮正宗
本門法華宗、法華宗、本妙法華宗	法華宗
日蓮宗不受不施派、日蓮宗不受不施講門派	本化正宗
時宗	時宗
融通念仏宗	融通念仏宗
法相宗	法相宗
華嚴宗	華嚴宗

(2) 事業

財団法人大日本仏教会の目的と事業について、一九四二（昭和一七）年時点の寄附行為は、次のとおりである。

財団法人大日本仏教会寄附行為（昭和一七年六月一八日 文部大臣変更認可）（抄）

第一条 本会ハ財団法人大日本仏教会ト称ス

第二条 本会ハ日本仏教ノ本義ニ基キ仏教各宗派及仏教諸団体ノ協力一致ヲ図リ天業ヲ翼賛スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一 仏教各宗派ノ共通セル事項ノ連絡協調及処弁

二 国民精神作興運動ニ関スル事項

三 興亜文化事業ニ関スル事項

四 教化事業、社会事業、司法保護事業等ニ関スル講習会、研究会、協議会、講習会及大会ノ開催

五 国内及海外ニ於ケル仏教各種団体トノ連絡協調

六 教派及教団トノ連絡交渉

七 諸官署及諸団体トノ連絡交渉

八 其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル調査研究及事業⁽²⁵⁾

目的は第二条に規定されているが、「天業ヲ翼賛」との表現は、戦時下の時代背景を反映していたことが指

摘できる。金属類回収令（昭和一六年勅令第八三五号）の公布後、各都府県仏教会を通じて寺院からの梵鐘や仏具の回収を進めるなど、大日本仏教会は国家の戦時体制に関わった。

2 興亜局と南方地域

(1) 興亜局の所掌事務

財団法人大日本仏教会で、日本の勢力下にあったアジア諸地域に対する活動は、同会の興亜局が所掌した。本項では南方地域に対する同会の関与を見ていく。南方地域を取り上げる理由として、仏教連合会から大日本仏教会と改称された一九四〇（昭和一五）年から一九四一（昭和一六）にかけて、日本軍によるフランス領インドシナの武力進駐を端緒として、南方進出の拠点確保とその後の進出が本格化した時期である。日本は、長期化した日中戦争を解決するため南方方面に進出した。仏教連合会は、一九三八（昭和一三）年の財団法人設立以降、「近年は特に各宗派共通の対外問題に活動⁽²⁶⁾」したが、大日本仏教会の改称を前後して、従前の中国方面への活動と共に、南方方面の活動を開始したのであった。

まずは興亜局の概要を確認する。大日本仏教会の事務規程は、次のとおりである。

財団法人大日本仏教会事務規程（昭和一七年五月九日制定）（抄）

第一条 本会ニ左ノ二局七部ヲ置ク

総務局／一 庶務部／二 組織部／三 社会部／四 財務部

興亜局／一 連絡部／二 調査部／三 事業部

第二条 各局部ノ分掌スル事務ノ既目左ノ如シ

興亜局連絡部

一 仏教各宗派及仏教諸団体ノ海外ニ対スル事業ノ指導、統制及連絡ニ関スル事項

二 宗教家ノ交驩及留学生ノ斡旋ニ関スル事項

興亜局調査部

一 興亜文化事業ニ関スル事項ノ調査及研究ニ関スル事項

興亜局事業部

一 東亜文化事業ノ実施及布教圏ノ拡張ニ関スル事項

二 仏教ヲ基調トスル東亜民族ノ親善提携ニ関スル事項⁽²⁸⁾

大日本仏教会の対外活動について、興亜局事業部の事務内容に「布教圏ノ拡張」とあるように、布教が直接の目的ではないことに留意されたい。つまりこの文言は、日本仏教の影響力拡大を意味し、後続する「仏教ヲ基調トスル東亜民族ノ親善提携」など、文化工作が目的であつたからである。

大日本仏教会による日本仏教の南方進出は、日中戦争における中国進出と連続した動きの中で、理解する必要がある。中国方面においては、「対支進出宗教団体指導要領」(昭和一六年八月一日興亜院文化部長・文部省宗教局長決定)と共に、仏教団体に対して、「仏教各宗派對支進出指導要領」(同)が発出された⁽²⁸⁾。つまり政府では、今後に、毎年度の各仏教宗派の対外事業(寺院や教会の設立、布教師の派遣等)に関する計画について、窓口である大日本仏教会興亜局の取りまとめにより、興亜院と文部省の審査を経て認可を受けることになつたのである。この決定まで、各宗派が中国に進出して、現地での競争を問題視したため、大日本仏教会が調整して政府が統制すべく、指導要領を出したのである。南方地域は、文化工作を主体としたため、各宗派に

よる布教を想定した制度は創出されなかった。

一九四二年一月に、大東亜省官制(昭和一七年勅令第七〇七号)に基づき、「大東亜共栄圏」の行政事務(内地、朝鮮、台湾、樺太を除く)を所掌する、大東亜省が設置された。従来の拓務省、内閣の興亜院と対満事務局、外務省東亜局・南洋局を再編したものである。大東亜省の設置後、興亜院が所掌していた中国方面の宗教事務は、同省支那事務局が引き継いだ。南方方面の宗教対策の確立が検討されていたが、同省南方事務局で具体化された形跡はない。⁽²⁹⁾

(2) 対南方地域の活動

大日本仏教会興亜局による南方地域の主な活動を見よう。同会が作成した資料から、その概要を示す。⁽³⁰⁾

① 南方関係全般

・行政(興亜院、大東亜省、情報局)、大政翼賛会、宗教界(教派神道連合会、日本基督教連合会)など関係機関と連絡調整を図り、中国、蒙疆、満洲、南方各方面への仏教進出の方策について、調査と研究を行った。現地との連携の緊密化を進めた。

・随時、各宗派の興亜事業代表者会議を開催して、現地状況を聴取し、各種事項等について協議した。

・一九四二年六月、文部省主催の「南方宗教講座」が、東京芝の浄土宗増上寺内の明照会館にて開催。宗教界から二〇二名が参加。大日本仏教会では講座の開設に協力して、講演録を元に、同会の編纂で『南方宗教事情とその諸問題』が公刊された。⁽³¹⁾

・一九四三年七月三日、東京丸ノ内の大東亜会館にて「大東亜仏教青年大会」が開催。大日本仏教会は協力。

・「仏蹟顕彰発願発示報国法要」を執行して南方仏教の顕彰を努め、真如親王（皇族出身、平安期に南海の羅越国で没したとされる）の遺徳を奉賛した。

② タイ方面

- ・一九四一年一月二七日、「日本国「タイ」国間同盟条約」（条約第二〇号、通称「日泰攻守同盟条約」）の公布。翌年四月にタイはピヤ・パホン中将らを慶祝使節として日本に派遣。大日本仏教会は、「歓迎報国法要」を行い、日泰両国の仏教親善強化を行った。
- ・一九四二年七月、タイからの慶祝使節の答礼のため、政府は特派大使として元内閣総理大臣の広田弘毅らを派遣。広田の斡旋で、タイから日本国民に仏舍利が贈呈されることになり、大日本仏教会は追加予算を可決して恭迎準備事業を行った。
- ・一九四二年一〇月にバンコク周辺で起きた水害に際して、各道府県仏教会を通じて、全国に水害見舞金勸募運動を展開した。
- ・一九四二年一月二八日、「日本国「タイ」国間文化協定」（条約第二号、通称「日泰文化条約」）が公布。大日本仏教会は、タイにメッセージを送る。東京中央放送局からタイ向けの海外放送で、副会長の安田力は、「日泰文化協定成立を祝して」と題して講話。
- ・一九四三年二月二七日、東京の築地本願寺で「日泰文化協定成立記念 日泰親善仏教大会」が開催。主催は大日本仏教会、後援は文部省、大東亜省、情報局、外務省。大会にて、タイ大使に水害見舞金を贈呈した。
- ・一九四三年七月一日、大日本仏教会がタイに派遣した木辺孝慈らの親善使節は、ピブーンソククラーム首相から仏舍利を贈呈される。帰国した七月一七日、大日本仏教会主催で恭迎式を挙行した。

- ・バンコクに建設する日泰文化会館に、五重塔を備えた仏教館が含まれることが計画され、大日本仏教会は全国に勧募を行い、建設寄附金を集めた。

③ ビルマ方面

- ・開戦直後のビルマ戦線において、同方面を担当する日本陸軍第一五軍の作戦の一環として、僧侶からなる司令部付の宗教宣撫班が編成。陸軍参謀本部からの命令により、大日本仏教会は各宗派からの推薦で人員を供出した。宗教宣撫班は、ビルマ戦線の各地で僧侶姿にて戦争の目的を宣伝するなどの宣撫工作を行った。
- ・一九四三年六月、ビルマ視察団が来日。大日本仏教会は、歓迎会と視察幹旋を行う。バー・モウ行政府長官への記念品を贈呈。同年八月、ビルマは独立を宣言。
- ・一九四四年五月二九日、東京の日比谷公会堂で「ビルマ国寄遷仏舍利恭迎式」が開催。ビルマ大使テイン・モンから元ビルマ軍政顧問であった桜井兵五郎に仏舍利が贈呈。大日本仏教会は協賛。

④ フランス領インドシナ（仏印）方面

- ・大日本仏教会では、日本と仏印の知識人の交流を計画。ハノイのフランス極東学院の東洋学者ジョルジュ・セデスらの日本招聘の準備を進めたが実現せず。
- ・一九四三年、大東亜省と文部省の指導と幹旋により大日本仏教会では、ハノイに留学生団を派遣。極東学院や館使寺などで、ベトナム仏教の調査研究に従事させた。

大日本仏教会の興亜局の事業費は、例えば一九四三年度の予算案を見ると、総額が計二七万六〇〇〇円であ

る。⁽³²⁾内訳は第一目文化事業費(二五万円)、第二目連絡費(一万五〇〇円)、第三目調査費(一万一〇〇〇円)である。同会の歳入は各宗派の負担金によるが、同年度の事業費のうち、政府からの補助金として大東亜省から二万円、文部省から二万円で、一般有志からの一〇万円の寄附金があった。『本願寺新報』によれば、「大日本仏教会では大東亜省、文部省等関係諸官庁の強力なる要請に応じて興亜局の本年度の事業予算⁽³³⁾」を決定したと報じている。このように大日本仏教会では、中国方面から南方方面へ活動地域を拡大していったが、特に同盟国であるタイを重視していた。

四 財団法人大日本戦時宗教報国会への再編

1 文部省の宗教教化方策委員会の決定

続いて、仏教界を含む宗教界全体の連合組織である、財団法人大日本戦時宗教報国会を述べ⁽³⁴⁾る。文部省における宗教制度の諮問機関として、宗教教化方策委員会官制(昭和一九年一月二七日勅令第五〇号)が公布施行され、同委員会が設置された。委員による審議を経て、委員会では、次の答申がなされた。

宗教教化活動ノ強化促進ニ関スル答申(昭和一九年五月五日宗教教化方策委員会第三回總會決定)(抄)

第二 宗教教化活動ノ強化促進ニ関スル実施事項

四、宗教団体ノ連絡提携ノ強化ニ関スル事項

(一) 神仏基各連合機関ノ整備強化ヲ図ルコト

(三) 神仏基三教間ノ連絡提携ヲ一層緊密ナラシムルコト

七、大東亜建設ニ対スル宗教的協力ニ関スル事項

(一) 宗教的立場ヨリ大東亜共同宣言ノ趣旨ノ宣揚ヲ図ルコト

(二) 大東亜宗教文化、芸術ニ関スル調査研究ヲ為シ其ノ保存宣揚ヲ図ルコト⁽³⁵⁾

右記の答申を基に、全七条からなる要綱が、閣議で諒解された。

戦時宗教教化活動強化方策要綱（昭和一九年八月八日閣議諒解事項）（抄）

四、宗教団体ノ組織運営ヲ整備強化シ各々其ノ特色ヲ發揮スルト共ニ相互ノ連絡提携ヲ一層緊密ニシ其ノ総力ヲ結集シテ時局ノ進展ニ即応シ清新強力ナル教化活動ヲ展開セシムルコト

七、大東亜ニ於ケル宗教ノ重要性ニ鑑ミ彼我宗教ノ伝統ヲ尊重シツツ其ノ親善提携ヲ促進スルト共ニ大東亜宗教文化ノ興隆ヲ図リ以テ大東亜建設ニ貢献セシムルコト⁽³⁶⁾

要綱にある「宗教団体ノ……連絡提携ヲ一層緊密」との決定により、宗教界の関係団体が再編され、財団法人大日本戦時宗教報国会が、同年九月二九日に、財団法人として設立許可された。同会は、神道教派連合会、財団法人神道奨学会、財団法人大日本仏教会、日本基督教連合会、宗教団体戦時中央委員会、財団法人神道奨学会、宗教団体戦時中央委員会、仏教音楽協会等を再編したものである。九月三〇日に東京丸ノ内の大東亜会館（現在の東京会館⁽³⁷⁾）にて、大日本戦時宗教報国会の発会式が挙行された。

2 組織と事業

財団法人大日本戦時宗教報国会の目的と事業については、次のとおりである。

財団法人大日本戦時宗教報国会寄附行為（昭和一九年九月二九日文部大臣許可）（抄）

第一章 総則

第一条 本会ハ大日本戦時宗教報国会ト称ス

第二条 本会ハ事務所ヲ東京都麹町区霞ヶ関三丁目四番地ノ十二文部省内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三条 本会ハ教派、宗派及教団ノ協力一致ニ依リ我が国宗教ノ本義ノ発揚ニ努メ国策ニ即応シテ戦時宗教教化活動ノ強化促進ヲ図リ皇国護持ノ至誠ヲ致スト共ニ道義ニ基ク大東亜建設ニ貢献スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一、宗教報国精神ノ昂揚ニ関スル事項ノ二、宗教教化ニ関スル国策ノ滲透具現ニ関スル事項ノ三、政府及関係諸団体トノ連絡ニ関スル事項ノ四、宗教教化運動ノ企画実施並ニ促進ニ関スル事項ノ五、宗教団体ノ教化施設運営ノ指導ニ関スル事項ノ六、宗教教学ノ刷新振興ニ関スル事項ノ七、宗教教師ノ錬成ニ関スル事項ノ八、大東亜建設ニ対スル宗教的協力ニ関スル事項ノ九、宗教教化ニ関スル研究ノ助成ニ関スル事項ノ十、宗教教化功労者ノ顕彰ニ関スル事項ノ十一、宗教教化ニ関スル各種ノ調査並ニ資料ノ蒐集頒布ニ関スル事項ノ十二、機関紙、宗教教化関係図書等ノ編纂刊行ニ関スル事項ノ十三、其ノ他必要ナル事項

財団法人大日本戦時宗教報国会は、政府が運営に関与していた。同会は、「新タニ政府ト表裏一体ノ下神道、仏教及基督教ヲ打テ一丸トスル」⁽³⁹⁾ことを目的として設立されたからである。会長は文部大臣が務め、事務所が文部省内に置かれて同省から補助金が出るなど、文部省と宗教界が一体となった組織であった。

寄附行為では、「第四章 役員／第十二条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク／一、会長一名／二、副会長三名／三、理事長一名／四、常任理事二十名以内／五、理事六十名以内／六、監事三名」とある。注目すべきは、会長以下の人事が充て職として、寄附行為にて次のように定められた。会長には「文部大臣ヲ推戴」(第一三条)、副会長の三名は「文部次官ノ職ニ在ル者」、「宗教家」、「学識経験ノアル者」(第一四条)であった。理事は「文部省其ノ他ノ関係官庁官吏」、「教派、宗派及教団ノ事務主任者」、「学識経験アル者」とされ、そのうち常任理事の二名は「文部省教学局長及文部省教学局宗教課長」(第一五条)とした。

その結果、財団法人大日本戦時宗教報国会の設立当時の主な幹部は、次のとおりである。会長は二宮治重(文部大臣)。副会長は藤野恵(文部次官)、郁芳随円(浄土宗管長)、安藤正純(衆議院議員、真宗大谷派寺院出身)。理事長は近藤寿治(文部省教学局長)。理事は三島通陽(文部参与官)、安藤義良(大東亜省総務局長)、近藤寿治(前掲)、吉田孝一(文部省教学局宗教課長)、宗教界からは教派神道、仏教宗派、キリスト教団の要職者が就任した⁽⁴⁰⁾。事務総長は空席で同総長事務取扱として近藤寿治、総務局長は空席で同局長事務取扱として吉田孝一、神道局長は神野正照、仏教局長は倉持秀峰、基督教局長は今泉真幸である。

財団法人大日本戦時宗教報国会は、発足が遅れたため、方針の策定後に調整が急がれた。前述したように、一九四四(昭和一九)年八月に、財団法人大日本仏教会の三代会長として浄土宗管長の郁芳随円が就任したが、九月に財団法人大日本戦時宗教報国会が設立されたことを考えると、再編は早急であったのである。

敗戦の前年に発足したのは、政府内で宗教政策の方針が錯綜して、実行されるのに時間を要したからであ

る。報国会では、旧来の神道教派連合会、大日本仏教会、日本基督教連合会が実施した事業を継承した。内地では、各府県に支部を結成して、宗教者の動員と戦争遂行の宣伝に終始した。外地の宗教対策は具体化には至らず、一九四五年夏に海外宗教情報戦時委員会を設置したが、ほとんど機能せず敗戦となった。⁽¹²⁾ 日本大学講師を務めた真宗本願寺派僧侶の小松雄道は、「戦時宗教報国会は遅れた。先駆者たるべき者として遺憾に堪へずそれでも無いよりもましである」と評していた。⁽¹³⁾

3 大日本戦時宗教報国会仏教局

大日本戦時宗教報国会には、総務局、神道局、仏教局、基督教局が設置された。大日本仏教会を前身とする仏教局を見よう。規程によれば、次のとおりである。

大日本戦時宗教報国会事務局規程（抄）

第一条 事務局ニ左ノ四局ヲ置ク／総務局／神道局／仏教局／基督教局

第九条 仏教局ニ左ノ三部ヲ置ク／庶務部／教化部／興亜部

第十条 仏教局庶務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 各宗派ノ教化活動ノ連絡調整ニ関スル事項／二 特別布教師ノ派遣其ノ他宗教教師、僧侶等ノ動員ニ関スル事項／三 仏教音楽ノ振興ニ関スル事項／四 他部ニ属セザル事項

第十一条 仏教局教化部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 宗教団体戦時報国会常会ノ指導ニ関スル事／二 教学ノ刷新振興ニ関スル事項／三 祈願法要、講演会、協議会等ノ開催ニ関スル事項／四 宗教教師、僧侶等ノ錬成ニ関スル事項／五 其ノ他教化活動ノ促

進二関スル事項

第十二条 仏教局興亜部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 宗教教師僧侶等ノ海外派遣ニ関スル事項
- 二 大東亜諸地域ニ於ケル仏教団体、仏教徒等トノ親善提携ニ関スル事項
- 三 日本仏教文化ノ海外宣揚及大東亜仏教文化ノ調査研究ニ関スル事項
- 四 海外留学生ノ派遣及内地留学生ノ指導ニ関スル事項⁽⁴⁾

仏教局の体制は、倉持秀峰（局長）。庶務部は来馬琢道（部長）、原聖道（副部長）、横山競禪（主事）。教化部は上野興仁（部長）、大島晃道（副部長）、平田成正（主事）。興亜部は上野興仁（部長（兼））、斎藤俊道（副部長）、網田義雄（主事）である。⁽⁵⁾

書類「大日本戦時宗教報国会昭和十九年度予算案」を見ると、歳入は三九万四四八一円四四銭である。内訳は文部省交付金（二〇万円）、神道局拠出金（六四〇〇円）、仏教局拠出金（一七万二二六円四四銭）、基督局拠出金（四九〇〇円）、基本財産果実（二七七五円）、經常財産果実（二二八〇円）、刊行物収入（六〇〇〇円）である。歳入の半額は文部省からの補助金である。次いで仏教局からの拠出金であるが、金額が端数なのは、各宗派の寺院数、檀信徒数を基に負担金が決まっており、その合計額だからである。⁽⁶⁾

4 敗戦と再編

財団法人大日本戦時宗教報国会は、敗戦後の一九四五（昭和二〇）年一〇月に、財団法人日本宗教会と改称して、翌年二月に寄附行為変更が認可されるが、依然として文部省の官僚が役員に就任して運営に關与した。⁽⁷⁾

その後は一九四六（昭和二一）年六月二日に、財団法人日本宗教連盟と改称され、文部省の影響下から脱し

て、宗教界による自主自立の組織となった。理事や監事、監事は、宗教界や学識経験者が就任した。ただし常務理事の吉田孝一は元文部省宗務課長（一九四二—一九四六年在任）、理事のうち学識経験者枠の下村寿一は元文部省宗教局長（一九二四—一九二九、一九三二—一九三四年同）であった。つまり、文部省の現職者に代わり元官僚が、中枢に関わったのである。下村は、宗教法人法に基づき設置された文部省の宗教法人審議会の会長（一九五二—一九六五年同）を務めた。

おわりに

以上のように、任意団体であった仏教各宗派懇話会に始まり、仏教連合会の設立、財団法人の許可、大日本仏教連合会の改称を経て、大日本仏教会の概要と南方地域の活動、再編後の財団法人大日本戦時宗教報国会の仏教局の動きをたどってみた。結論の述べると、次の三点が示せる。

第一に、仏教連合会の財団法人設立許可から大日本戦時宗教報国会の再編までの流れは、戦時下による文部省の宗教統制の結果である。同時期、各省庁では所掌する業界や職能集団を動員するために、様々な連合組織を設立した。政府と文部省が仏教宗派への指導が徹底できたのは、仏教界の連合組織の存在が大きい。いわば連合組織が、政府と仏教宗派・各地区仏教会の間において、命令系統の回路としての役割を果たした。その指導は、全国の末寺にまで至ったのである。

第二に、財団法人大日本戦時宗教報国会の発足の遅延は、政府内での宗教施策の錯綜に起因した。文部省では、早くから宗教行政の拡充が議論されていたが、制度化に時間がかかった。宗教教化方策委員会の設置ま

で、諮問機関はなく、任意に懇談会を開いて決定や要請が出されたが、法的拘束力がなく単なる目安であった。報国会の発足が遅れた理由として、宗教団体法の施行から数年余りで、法制度を定着すべく、国内での体制整備の対応のため、後手に回っていたからである。更に言えば、政府内では、統一的な大東亜共栄圏の宗教政策の樹立が議論されていたが、まず内地の宗教制度の整備を優先すべきことが主張されたのである。

第三に、日本の対外膨張に従って、仏教界の連合組織は活動範囲を広げたのである。日中戦争までは中国方面で活動していたが、太平洋戦争の勃発を前後して南方方面も対象となった。中国方面は日本と同じ大乘仏教で、南方方面ではタイ等は上座仏教でインドシナの一部は大乘仏教である。いわば南方方面は、これまで前例がなかった上座仏教に対応するため、効果的に文化工作を実施すべく、民衆層よりも指導者層を重視していたのである。

これまで、仏教界の連合組織の沿革と役割を整理してきた。仏教連合会から大日本戦時宗教報国会に至るまで、任意団体時期を含めれば三十余年の活動時期があり、この間、多くの仏教宗派と仏教者が関わってきた。二〇世紀の日本の仏教界を検討する上で、連合組織の活動を踏まえること、必要な視点である。

(文化庁文化部長宗務課専門職)

付記 本論における意見の部分は、個人の見解である。

注記

- (1) 公益財団法人日本宗教連盟では、一九四六（昭和二二）年六月二日を連盟の設立日としている。なお日本宗教連盟編『日本宗教連盟小史―創立二十周年記念』（日本宗教連盟、一九六六年）、日本宗教連盟五〇周年実行委員会編『日本宗教連盟五十年のあゆみ』（同、一九九六年）において、財団法人大日本戦時宗教報国会が、一九四三（昭和一八）年に設立したと一部で間違った記述が見られる。
- (2) 大日本宗教報国会は、一九四一（昭和一六）年六月一日に、大政翼賛会、文部省の後援、神道教派連合会、大日本仏教会、日本基督教連盟の賛助により、東京小石川の伝通会館（浄土宗伝通院）にて、第一回宗教報国会全国大会を開催。大会の協議会では、内閣直属の宗教特別官衛の設立、大政翼賛会で宗教を担当する部門の設置を決議した。「全国から宗教戦士／職域奉公の誠を誓ふ／宗教報国会全国大会氣勢揚る／宗教特別官衛設置当局に陳情」（『中外日報』第一二五四四号、中外日報社、一九四一年六月一七日）、二面。
- (3) 懸賞論文集である宗教団体戦時中央委員会編『大東亜建設と宗教』（東京開成館、一九四三年）に、「文部省及び諸官庁並ニ神道教派、仏教宗派、基督教教団相互ノ連絡ヲ図ルヲ目的トシ文部省支持ノ下ニ各教宗派教団ノ戦時事務局長ヲ以テ之ヲ組織シタル事業団体ニシテ組織以來宗教団体戦時活動ノ中心的存在トシテ活動中」（奥付）とある。同会代表者は、浄土宗執綱（現在は宗務総長）の里見達雄。
- (4) 教育審議会の答申「教育行政及財政ニ関スル件」（昭和一六年一〇月一三日教育審議会総裁から内閣総理大臣宛て）では、「行政ニ関スル事項」の「一、中央教育行政機構」として、「八 宗教ニ関スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為諸機関ヲ設クル等機構ノ整備ヲ図ルコト」とした。『野間教育研究所紀要 第三四集―資料 教育審議会（総説）』（野間教育研究所、一九九一年）、一八七頁。
- (5) 無署名記事「決戦時局下の宗教国策を検討／文部省が教界学界の権威者と」（『中外日報』第一二六八七号、一九四一年一二月五日）、二面。
- (6) 公益財団法人全日本仏教会ホームページにおける「全日本仏教会とは」（http://www.jbline.jp/about/about_JBF.html、二〇一四年一〇月三二日確認）
- (7) 文書「財団法人大日本仏教会」財団法人設立の件（独立行政法人国立公文書館蔵、〈請求番号〉本館-3D-0235-00・平7文部

01535100、〈件名番号〉006、〈作成部局〉文部省、〈年月日〉昭和十四年二月二日)に含まれる「仏教連合会の起原及事業の概況」。

(8) 大日本仏教会編『財団法人大日本仏教会要覧―昭和十八年一月』(大日本仏教会、一九四三年)、一五頁。浄土宗増上寺藏、大日本仏教会旧蔵資料(〈分類番号〉大―二―四五「大日本仏教会関係書類」に含む)。大日本仏教会の旧蔵資料の目録は、増上寺史料編纂所編『増上寺史料集 附卷』(大本山増上寺、一九八三年)における「大日本仏教会」(五二二―五三〇頁)を参照。なお目録は、案件ごとに封筒で区分けした資料の標題のみで、内容物の詳細な目録はない。

(9) 無署名記事「各宗連合の敬悼打合」(『中外日報』第三七八九号、一九二二年八月六日)には、「三教会合の際作られし仏教各宗派懇話会にては、今回の御大喪に就き各宗連合にて敬悼の意を表する為め諸般の事項を議すべく第一回の打合準備会を去二日芝区西大久保天徳寺に開会せし」(三面)とある。

(10) 仏教界の有志により、第一次宗教法案に反対すべく、仏教徒国民同盟会(後に大日本仏教徒同盟会)、公認教期成同盟会、仏教倶楽部、自由主義仏教徒同盟会等が活動した。なお大正初年、曹洞宗僧侶の久内大賢が代表を務める大日本仏教会が活動していたが、本論で述べる同名組織とは別である。久内により、大日本仏教会編『明治天皇御聖徳』(一喝社、一九二二年)、同会編纂局編『印度宗教実見記』(同、一九一五年)が発行された。

(11) 財団法人全日本仏教会内、全仏二十年の歩み、記念誌編纂委員会編『全仏二〇年の歩み』(同会、一九七三年)には、「全仏」の前身が発祥した発足当初の資料が乏しいため、必ずしも正確な発展史を握んだものとは言えないのは遺憾であるが、明治三三年頃に仏教懇話会として誕生した古い歴史を持つことだけは間違いない(八頁)とある。

大日本仏教会時代の一四四二(昭和一七)年一月一日に、東京芝の浄土宗増上寺境内にあった事務所が火災で焼失した。財団法人大日本仏教会「事務所全焼に付き謹告」(『中外日報』第二二九四六号、一九四二年一月一日、四面)を参照。

(12) 一九二二(大正一一)年に、外務省は、翌年度からローマ教皇庁との外交使節の交換を計画した。仏教連合会は、ローマ教皇は国家元首ではなく宗教団体の指導者であるとして、使節交換に反対した。その後、一九二九年にイタリアとローマ教皇庁との間でラテラノ条約が締結され、バチカン市国が独立した主権国家として承認された。日本とバチカン市国は一九四二年に外交関係を樹立したが、敗戦後の途絶を経て、一九五二年に再開した。

(13) 「財団法人仏教連合会の事業及び活動概要」(仏教連合会編『国民精神総動員要覧』仏教連合会、一九四〇年)、一〇三頁。引用は、同書を復刻した、長浜功編『国民精神総動員運動―民衆教化動員史料集成 第三卷』(明石書店、一九八八年)を参

照した。

- (14) 前掲書、「財団法人仏教連合会の事業及び活動概要」、一〇三頁。
- (15) 無署名記事「『全仏』の機構刷新へ——委員会が答申書」(『全仏』第一六八号、全日本仏教会、一九七二年)、四一五頁。
- (16) 前掲書、「(財団法人大日本仏教会) 財団法人設立の件」に含まれる「財団法人仏教連合会寄附行為」。
- (17) 前掲書、「財団法人仏教連合会の事業及び活動概要」、一〇三頁。
- (18) 前掲書、一〇三頁。
- (19) 前掲書、一〇三頁。
- (20) 興亜仏教協会については、拙稿「戦時期フランス領インドシナにおける宗教工作——宇津木二秀と久野芳隆の現地調査」(『東洋文化研究』第一五号、学習院大学東洋文化研究所、二〇一三年)を参照。
- (21) 「内外地連絡所」(前掲書、「財団法人大日本仏教会要覧——昭和十八年一月」、七五頁)。
- (22) 文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』(第一法規出版、一九六八年)の「附録 IV 仏教宗派成立・分合一覧」(一〇七三—一〇七九頁)に基づき作表。
- (23) 財団法人大日本仏教会は、宗教団体法に基づき認可された全ての仏教宗派が所属することが原則であった。現在の公益財団法人全日本仏教会は、団体が自主的に加盟することが前提である。そのため臨済宗国泰寺派や日蓮正宗など、大日本仏教会では加入していたが、現在の全日本仏教会に入っていない宗派もある。
- (24) 無署名記事「大日本仏教会の幕閉づ」(『中外日報』第一三五二号、一九四四年九月三〇日)、二面。
- (25) 大日本仏教会編『財団法人大日本仏教会寄附行為 細則 事務規程——昭和十七年九月現在』(仏教連合会、一九四二年)、一頁。前掲書、「(財団法人大日本仏教会) 財団法人仏教連合会設立届」に含まれる。
- (26) 前掲書、「財団法人仏教連合会の事業及び活動概要」、一〇三頁。
- (27) 前掲書、「財団法人大日本仏教会寄附行為 細則 事務規程」、一〇—一三頁。
- (28) 「仏教各宗派對支進出指導要領」(昭和一六年八月一日興亜院文化部長・文部省宗教局長決定)について、本論に関係する条項を示す。

「第一 方策／仏教各宗派ノ対支進出ニ当リテハ有力ナル統制、連絡及指導ノ下ニ国策ニ順応シ各宗派協力一致シ東亜新秩序ノ建設ニ邁進セシムル如ク指導スルモノトス／第二 要領／一、仏教各宗派ノ対支進出ニ関スル統制、連絡及指導ハ左ノ

如ク之ヲ行フモノトス／(イ) 対支年度計画ハ毎年各宗派ヨリ大日本仏教会興亜局ヲ經由シ提出シタル事業計画等ニ基キ同局ノ意見ヲ徴シ毎年度始興亜院ニ於テ文部省及関係官庁ト協議ノ上之ヲ決定スルモノトス／(ロ) 各宗派ニ於テ右対支年度計画ニ基キ新ニ寺院若ハ教会所等ヲ設置シ又ハ文化事業等ヲ実施セントスルトキハ其ノ都度大日本仏教会興亜局ニ協議スルモノトス／(ハ) 各宗派ニ於テ右対支年度計画ニ基キ新ニ布教師及文化事業等ノ従事員ヲ渡支セシメントスルトキハ其ノ都度大日本仏教会興亜局ニ協議シ同局ヲ經由シテ文部省及興亜院ニ申請スルモノトス／二、……／三、……／四、右各項ノ実施ニ付テハ興亜院ハ文部省及関係官庁ト緊密ナル連絡ノ下ニ大日本仏教会興亜局ノ指導体制ニ任スルモノトス。出典は、JACAR (アジア歴史資料センター)、RefC0412329600「昭和十六年「陸支密大日記第三三三二〇二」(防衛省防衛研究所)」。なお各仏教宗派が、大日本仏教会を經由して、文部省と大東亜省(興亜院)に提出した書類の控えが、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四一「支那渡航承認願控」にある。

(29) 「大東亜省分課規程」(「官報」第四七四四号、内閣印刷局、一九四二年一月二日)によれば、同省支那事務局について、「第二十二條 文化課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル／一 ……／二 思想、宗教、學術及厚生ニ関スル事項」(四一頁)とあるが、南方事務局には宗教に関する条項はない。

(30) 参照した大日本仏教会旧蔵資料は、「興亜事務ニ関スル件」(大日本仏教会編「昭和十七年度財団法人大日本仏教会事務報告」大日本仏教会、発行年無記、三一六頁。(分類番号)大一一三七一「大日本仏教会書類」に含む)、「昭和十八年度財団法人大日本仏教会興亜局事業報告書」(分類番号)大一一四一八三「予算・決算関係書類・実行事業案(第三十九回)」に含む。また「昭和十九年度大日本仏教会仏教会興亜局事業計画書」(分類番号)大一一四一八三「予算・決算関係書類・実行事業案(第三十九回)」に含む)も参照した。

(31) 大日本仏教会編「南方宗教事情とその諸問題」(東京開成館、一九四二年)に所載されたのは、阿原謙藏(文部省宗教局長)「開講の挨拶」、伊東延吉(国民精神文化研究所長)「大東亜戦の意義」、板沢武雄(東京帝国大学教授)「南方圏文化問題総論」、山本快竜(東京帝国大学講師)「泰国及び仏印の仏教事情」、長井真琴(文学博士)「ビルマの仏教事情」、木村日記(立正大学教授)「印度の仏教と印度教との関係及びその現状」、斎藤惣一(日本基督教青年会同盟総主事)「南方地域に於ける基督教事情」、大久保幸次(回教圏研究所長)「南方回教圏の特質」、宇野円空(東京帝国大学教授、文学博士)「南方の民族的宗教」。

(32) 「昭和十八年度興亜局事業費予算案」、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一一五〇「大日本仏教会書類」に含む)。

(33) 無署名記事「南方諸地域へ／皇国仏教の進展／大日本仏教会の本年度計画」(「本願寺新報」第九八四号、一九四三年二月一五

- 日、本願寺新報社)、一面。
- (34) 大日本戦時宗教報国会とキリスト教界については、原誠「戦時下の宗教政策——「戦時報国会」と日本基督教団」(土肥昭夫教授退職記念論文編集委員会編『キリスト教と歴史——土肥昭夫退職記念論文集』新教出版社、一九九七年)、原誠「戦時下の諸教会——大日本戦時宗教報国会との関わりで」(『基督教研究』第五八巻第二号、同志社大学神学部、一九九七年)を参照。
- (35) 無署名記事「宗教教化方策委員会の答申並に「戦時宗教教化活動強化方策要綱」に就いて」(日本諸学振興委員会編『日本諸学』第五号、印刷局、一九四四年)、二四四—二五一頁。
- (36) 吉田孝一「戦時宗教教化活動強化方策要綱について」(『文部時報』第八二〇号、帝国地方行政学会、一九四四年)、六頁。
- (37) 大東亜会館は、現在の東京会館(東京都千代田区丸の内)である。一九四〇(昭和一五)年一月から一九四二年七月までは大政翼賛会の庁舎として徴用された。一九四二(昭和一七)年五月には情報局の指導により「大東亜会館」と改称され、政府や軍部、各統制会の会合などに頻繁に利用された。東京会館編『東京会館いまむかし』(東京会館、一九八七年)を参照。
- (38) 「大日本戦時宗教報国会寄附行為」、前掲、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四四。
- (39) 「大日本戦時宗教報国会設立ノ件」(昭和一九年一〇月六日発教第一九五号、文部次官発各地方長官宛て)。近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第八巻』(大日本雄弁会講談社、一九五六年)、九九頁。
- (40) 前掲書、「大日本戦時宗教報国会寄附行為」。
- (41) 書類「大日本戦時宗教報国会役員」(昭和十九年十月二十日現在)。前掲、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四五。
- (42) 「大規模に活動を展開する海外宗教情報委員会」(『中外日報』第一三三七七号、一九四五年八月一日)、二面。
- (43) 小松雄道「大日本戦時宗教報国会への要望」(『宗教公論』第一三巻第一・二二二号、宗教問題研究所、一九四四年)、一三頁。
- (44) 書類「大日本戦時宗教報国会事務局規程」、前掲、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四五。
- (45) 書類「大日本戦時宗教報国会事務局職員」、前掲、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四五。
- (46) 書類「大日本戦時宗教報国会昭和十九年度予算案」、前掲、大日本仏教会旧蔵資料(分類番号)大一一四五。
- (47) 財団法人日本宗教会寄附行為(昭和二二年二月九日文部大臣変更認可)の第一五条第一項に「理事ハ文部省其ノ他ノ関係官庁官吏、教派、宗派及教団ノ事務主任者並ニ学識経験アル者ノ中ヨリ会長之ヲ委嘱ス」とある。